

平成30年度第1回京都市都市計画局指定管理者選定等委員会議事録

日 時 平成30年6月25日（月）17：30～18：30

場 所 下京いきいき市民活動センター2階 会議室2

出席者 委員 大武委員，加藤委員，谷口委員，南部委員，松本委員

本市 鈴木都市計画局長，旗都市企画部長，河村住宅事業担当部長，
吉田都市総務課長，篠原すまいまちづくり課長，施設所管課，事務局

（開会～委員紹介）

吉田課長	定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第1回京都市都市計画局指定管理者選定等委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、現地見学会に参加いただきました委員の皆様、お疲れさまでした。 さて、この委員会につきましては、都市計画局が所管しております公の施設の「指定管理者」の選定について御審議いただくものでございます。申し遅れましたが、私、京都市都市計画局 都市総務課長の吉田と申します。誠に僭越ではございますが、委員長が選出されるまでの間、本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。 それでは、議事に入ります前に、今回の選定等委員会の委員に就任いただきました各委員の皆様を紹介させていただきます。 ～各委員の紹介～ 続きまして、本市の出席者を紹介させていただきます。 ～本市出席者の紹介～
------	--

（局長挨拶）

吉田課長	それでは、委員会の開会に当たり、都市計画局を代表し、都市計画局長の鈴木から一言御挨拶させていただきます。
鈴木局長	都市計画局長の鈴木でございます。都市計画局指定管理者選定等委員会の審議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、委員への就任を御快諾いただき、非常に暑い中、また、御多忙中にも関わらず、本日、御出席を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。 さて、本委員会は、先程、現地を見学していただいた、「崇仁第二浴場」を含む「京都市立浴場」10施設の管理運営を行う指定管理者の選定を行うために設置するものでございます。 京都市では、旧同和地区における住民の保健衛生の向上等を図るため、大正12年以降、市立浴場を順次設置してきました。これまで、改良住宅の建替えや住戸への浴室

	設置を進めてきたところですが、現在も、改良住宅への浴室設置率は約 24%であり、まだまだ住民の生活に不可欠な施設であります。 一方で課題もございます。浴場周辺の市営住宅の入居者数が減少する中で、市立浴場の入浴者数も年々減少し、また、市営住宅の入居者の高齢化も進み、これまで以上に、誰もが利用しやすい施設とする必要があるなどの課題も抱えております。 委員の皆様には、単に効率性を見るのももちろんですが、施設を利用される市民の皆様のニーズを踏まえ、利用者へのサービス向上につながる提案なのか、またその提案に実現性はあるのかなど、様々な視点から活発な御議論をいただきますことをお願いしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。
吉田課長	誠に申し訳ございませんが、鈴木局長は、この後、他の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。 (局長 退席)

(指定管理者制度概略～資料確認～会議の成立)

吉田課長	ここで、審議に入ります前に、指定管理者制度の概略について説明させていただきます。本市の指定管理者制度は、お配りしています「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき定められた「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に則り、運用されております。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために導入しているもので、この選定等委員会での審議、団体の選定が、市議会の議決を経ることにより、民間事業者を含む幅広い団体に管理を委ねることができるようになります。 今回は、京都市立浴場の 10 施設について、現在の指定管理者の指定期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって終了するため、引き続き、平成 31 年 4 月 1 日から 3 年間の指定管理者を募集するものであり、委員の皆様には「選定方法及び選定基準の検討」、「募集要項の内容の検討」、「選定基準に基づく審査」等を行っていただきます。
------	--

(会議の成立～委員長・副委員長の選出)

吉田課長	はじめに、設置要綱第 5 条第 3 項の規定により、委員会の成立には委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員 5 名が出席されていますので、会議が成立していることを御報告します。次に、設置要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、本委員会の委員長の選出をお願いします。委員長の選出は、同要綱により委員の互選によることとなっています。いかがいたしましょうか。
加藤委員	前回の京都市立浴場の指定管理者選定の際に副委員長として参画され、昨年度は委員長として非常に行き届いた進行をしていただいた南部委員を委員長に推薦したいと思っております。
吉田課長	加藤委員から南部委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

	(異議なしの声) 皆様御了解とのことです。南部委員が委員長に選出されましたので、この後の委員会の進行は、南部委員長にお願いします。
南部委員長	ただいま、委員長を仰せつかりました南部啓子です。委員の皆様におかれましては、円滑な議事運営に御協力いただきますよう、お願いします。早速ですが、まずは、設置要綱第4条第2項に基づき、副委員長の指名を行います。副委員長は、加藤委員にお願いしたいと思います。次に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。
吉田課長	会議の公開について、本委員会は設置要綱第6条により、原則公開とされています。ただし、同要綱第2条第2項に関わる事項、つまり事業者の選定に係る事項を審議する場合は、委員長にお諮りしたうえで非公開とすることができるとされています。本日は、当該事項についての審議は予定されていませんので、原則どおり公開とさせていただきますと考えておりますが、いかがでしょうか。 また、公開した会議は、会議録を作成し公表することとなっています。議事録の署名は、委員長、副委員長の署名にて行いたいと考えていますので、よろしくをお願いします。
南部委員長	ただいまの事務局の説明を踏まえ、会議を公開してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声) 御異議がないようですので、本日の会議は公開により運営します。

(全体スケジュール及び施設の概要説明)

南部委員長	本題であります、指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議することとしますが、全体スケジュールと各施設の概要について、簡単に説明をお願いします。
吉田課長	それでは、はじめに、今回の指定管理者の選定に係る全体スケジュールについて、簡単に説明させていただきます。座席表の次にあります「全体スケジュール」を御覧ください。 まず、本日の第1回指定管理者選定等委員会において、これから指定管理者の募集を行う京都市立浴場に関する募集要項、審査基準等の審議を行っていただきます。その後、7月6日から約1箇月間、指定管理候補者の募集を行います。募集結果を取りまとめたうえで、9月上旬に第2回委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション審査及び提出書類の審査を行っていただきます。これらの結果を事務局で取りまとめ、指定管理候補者を選定した後、11月市会に指定管理者を指定するための議案を提出いたします。そして、市議会の議決を経た後、京都市として指定管理候補者を指定管理者として指定し、平成31年4月1日から指定管理者による運営を開始する予定と

	しております。 次に、今回、指定管理者を選定する京都市立浴場の１０施設について、施設の概況、管理運営の状況を簡単に説明させていただきます。ホッチキス止めの募集要項（案）の次にある「京都市立浴場について」を御覧ください。 市立浴場につきましては、旧同和地区における住民の保健衛生の向上等を図るため、大正１２年から順次設置されてきました。平成１８年度からは、民間の経験や能力を活用するため、指定管理者制度を導入しており、現在は、１０浴場を５つのグループに分け、それぞれグループごとに指定管理者を指定し、より一層の運営の効率化やサービス向上の取組に努めているところです。裏面を御覧ください。市立浴場の入浴料金につきましては、旧同和地区住民の生活実態を踏まえて、民間浴場より低額な料金で運営していた経過がありましたが、現在では料金格差をなくし、民間浴場と同区分・同料金（大人４３０円、中人１５０円、小人６０円）で運営しています。市立浴場の入浴者数は、浴場周辺の改良住宅への入居者数の減少等の理由から年々減少しており、平成２９年度の年間入浴者数は約２４．７万人（前年度比９４％）に止まると推計しています。また、改良住宅の建替えにより、住戸への浴室設置も進む中、改良住宅の建替え時期に合わせた市立浴場の廃止も進めているところです。今回選定対象となる楽只浴場及び崇仁第三浴場については、改良住宅の建替え時期に合わせ、指定期間満了を待たずに廃止する予定としています。詳細につきましては、募集要項の審議の際に、改めて御説明いたします。 なお、先程御紹介しましたが、本日の審議に当たり、施設の所管課から関係職員が出席しております。施設の審議の際の御質問等につきましては、関係職員からの回答となりますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。
--	--

（京都市立浴場の審議）

南部委員	ありがとうございました。それでは、京都市立浴場の指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議します。事務局から説明をお願いします。
吉田課長	京都市立浴場指定管理者募集要項について御説明致します。以下、当施設を「市立浴場」と呼ばさせていただきます。今回の募集に当たり、変更を加えた内容を中心に、主だったものを御説明させていただきます。 「募集要項（案）」の<u>２ページ</u>を御覧ください。 「<u>１ 指定管理者の資格</u>」についてでございます。指定管理者の資格につきましては、(1)～(8)に記載する条件を全て満たす、法人、その他の団体とします。個人単位での応募はできませんが、規約・定款等を備えた組織体であれば、ＮＰＯや自治会等の団体でも応募可能です。 次に、<u>３ページ</u>を御覧ください。 「<u>２ 施設及び業務の概要</u>」についてでございます。 (1) 応募の対象施設については、１０ページの市立浴場一覧に記載しております全１０浴場です。募集のグループについては、全１０浴場を浴場ごとの近接性等を考慮し

て、4つのグループに分けて募集を行います。応募は、グループ単位のみとし、グループ内の一部の市立浴場のみへの応募はできません。また、一つの事業者が複数のグループへ応募することも可能としています。各グループの浴場については、

Aグループが、楽只浴場、養正浴場、錦林浴場の3浴場

Bグループが、三条浴場、崇仁第二浴場、崇仁第三浴場の3浴場

Cグループが、壬生浴場、久世浴場の2浴場

Dグループが、辰巳浴場、改進黨場の2浴場としています。

次に(2) 業務の概要ですが、指定管理者は、京都市立浴場条例及び関係法令等を遵守し、常に公共性の保持に努め、施設運営及び維持管理を行うこととしています。業務範囲については、アからオに記載のとおりですが、エの「利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進（自主事業）」を新たに追加しています。

(3) 施設の位置付けと今後の方向性については、市立浴場は、市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るものでありますが、改良住宅の基本的性能である浴室を補完する施設でもあるため、今後の改良住宅への浴室設置状況を踏まえて、順次廃止していく予定としています。

「3 管理運営に係る基本的事項」についてでございます。

(1) 基本的事項として「ア 営業時間及び定休日」については、10ページの市立浴場一覧に記載のとおりです。営業時間は、16時30分から22時30分まで、又は、16時から22時までとなっています。定休日は、日曜日を基本としています。一部の浴場で月曜日が定休日となっています。

3ページにお戻りください。

「イ 利用料金」についてでございます。

市立浴場の入浴料金については、旧同和地区住民の生活実態を踏まえて、民間浴場より低額な料金で運営していた経過があります。しかし、現在では、民間浴場との格差をなくし、同一料金で運営しています。新しい指定管理者には、平成31年度以降も、民間浴場と同一の入浴料金としていただくことを基本としています。なお、指定管理期間中に、京都府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額が改定された場合、市立浴場の入浴料金についても、同時期に同一料金に改定することを応募の条件としています。

「ウ 割引回数券」についてでございます。

現在の指定管理者も発行をしています。民間浴場とのサービスの均衡を図るため、京都市が定める様式で民間浴場で発行されているものと同内容の割引回数券を発行することを応募の条件としています。なお、割引回数券については、全市立浴場において相互利用ができるものとし、相互利用における指定管理者間の利用料金の調整は、各指定管理者が行うものとします。

次に(2) 指定期間についてでございます。

指定期間については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とします。ただし、楽只浴場、崇仁第三浴場は、指定期間中に廃止する予定であるため、

楽只浴場は平成31年4月1日から平成31年9月30日までの半年間、崇仁第三浴場は平成31年4月から平成32年3月31日までの1年間を指定期間とします。

次に(3) 指定管理者の収入についてでございます。

指定管理者の収入は、ア 利用料金収入と イ 京都市が支払う委託料等の収入となります。利用料金収入については、指定管理者の収入とします。京都市が指定管理者に支払う委託料の金額及び支払い方法等は、指定候補者の提案を基に、京都市と協議のうえ、別途締結する協定書において定めるものとします。

次に(4) 具体的な業務内容及びその基準についてでございます。

具体的な業務内容及びその基準については、11ページからの「別紙2」を御覧ください。「1 施設の位置付けと今後の方向性」は、3ページの「2 施設及び業務の概要 (3)施設の位置付」にて御説明させていただいたとおりです。

「2 職員の配置」についてでございます。職員の勤務体制は、市立浴場の管理運営に支障が生じないよう配慮するとともに、利用者の要望、苦情に応えられるものとしています。

次に「3 市立浴場の管理運営に係る業務基準」についてでございます。

(1) 管理業務基準ですが、アの関係法令に基づく施設の維持管理業務として、防火管理者の配置、消防設備点検の実施、電気事業法に基づく電気設備点検、受水槽、高架水槽の清掃及び水質測定、公衆衛生面等に関する点検等及び建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検を実施していただきます。イの施設内の各種設備の点検・調整業務として、ボイラー等の設備機器の点検・調整を専門業者により定期的に行うものとしています。

12ページを御覧ください。

ウ 保安業務 エ 清掃業務 オ 緑地管理業務 カ 物品の管理については、記載の内容で市立浴場を管理していただくことを明記しています。キの修繕業務は、これまでは1件当たり30万未満としていましたが、100万円未満の修繕は、指定管理者の負担で行うものとして変更しています。

次に(2) 運営業務基準についてでございます。

ア 安全管理対応 イ 危機管理対応 ウ 環境への配慮 について、それぞれ記載しています。13ページのエでは高齢者や障害のある方、子どもにとって利用しやすい浴場となる取組を実施していただくこととしています。オの福祉風呂の運営についてでございます。養正浴場及び改進黨場において、自力で入浴が困難な方に御利用いただく施設として福祉風呂を設置しており、その運営も併せて行っていただくものです。具体的には、養正浴場には、別室に座位入浴リフト1機を備え付けた介護専用浴槽を設置しています。また、改進黨場には、別室に車椅子に乗車したまま入浴できる特殊浴槽を設置しています。カ 管理運営に係る事務スペースですが、市立浴場の管理運営に当たり必要となる事務は、市立浴場内において行うこととしています。

キ 損害賠償責任保険についてでございます。指定管理者は、損害賠償責任に対応するため、管理業務を開始するまでに施設賠償責任保険の保険契約を締結し、指定の期

間中、当該保険に引き続き加入することを明記しています。

ク 接遇・応対サービスの向上に向けた取組を実施するよう求めています。

ケ 京都市主催行事への協力についてでございます。指定管理者は、京都マラソン等の京都市主催事業の際に、京都市から依頼する一部の市立浴場において、臨時営業等に協力することを明記したものです。記載しているとおり、京都マラソン2018においては、3つの浴場において臨時営業等に御協力いただいています。

コ 利用者の満足度の把握でございますが、指定管理者は、年1回以上の利用者アンケートやモニター調査を実施し、利用者の満足度や苦情等の把握に努め、運営及びサービス内容の改善に反映させることを明記しています。

続きまして「4 事業計画・事業報告」についてでございます。これは、指定管理者が適切に管理運営を行っているかどうかを確認するため、事業計画書、事業報告書の提出を求めるものです。

14ページの中ほどを御覧ください。

次に「5 委託料に関する事項」についてでございます。委託料の上限額（予定額）については、各グループにおける3年間の委託料の上限額を記載しています。

Aグループは、225,070千円

Bグループは、227,188千円

Cグループは、178,886千円

Dグループは、220,766千円でございます。

AグループとBグループの上限額につきましては、先ほど申しました楽只浴場、崇仁第三浴場の指定期間が短縮されることを踏まえた金額としています。応募者は、この額を上限として、その範囲内で収支計画を定め、計画書を提出していただくことになります。ただ、市立浴場の場合、年々利用者が減少しており、利用料金の収入額が不確定な状況がございます。したがって、指定期間における各年度の委託費は指定管理者の収支計画を元に予算の範囲内で双方協議のうえ決定し、協定書において定めることとします。

次に「6 その他」についてでございます。14ページから15ページを御覧ください。

ここでは、(1) 各種法令を遵守しなければならないこと。

(2) 個人情報の保護及び秘密保持義務が課されていること。

(3) 市立浴場の管理運営に係る情報の公開に努めなければならないこと。

(4) 業務を休廃止しようとするときには、京都市の承認を受けなければならないこと。

(5) 指定期間終了時には、原状回復及び事務引継ぎを行わなければならないこと。

(6) 必要に応じて、本市による調査、監査委員による監査等があること。

(7) 本市と指定管理者とのリスクの負担区分についての基準

を記載しています。具体的な業務内容及びその基準については、以上でございます。

4ページにお戻りください。

中ほどの(5) 営業許可については、指定管理者は浴場運営に必要な許可を受けなければならないことを明記しています。

(6) 業務の再委託については、包括的な業務の再委託は認めていません。個別具体的な業務の再委託については、事前に本市と協議を行い、協定書上に記載したもののみ認めることとしています。

(7) 指定の取消等については、指定管理者が行う施設管理の適正を期すために、ア〜クの項目に該当する場合に、指定の取消、管理の全部又は一部の停止を命じることを明記しています。

5 ページを御覧ください。

次に、「4 選定の手順」についてでございます。

本日、御審議いただいた後、7月6日に広報発表、プレスリリースを行い、同日に募集要項等の配布を開始する予定です。質疑の受付は、7月6日から7月20日までとし、7月30日に、京都市のホームページに、質疑の回答を掲載する予定をしています。応募申請書・添付書類の受付は、8月3日から8月10日までの1週間です。本日の会議の最後に日程調整をさせていただきますが、9月上旬に第2回の選定等委員会を開催し、その際に提案内容の審査及び指定候補者の選定を行いたいと考えています。

5 「応募手続等について」でございます。

提出書類については、24 ページ以降の別紙4「提出書類一覧」のとおりとなります。

また、受付期間については、先ほど申し上げたとおりです。受付方法は、持参に限るとしており、特に、書類の確認を行うため、事前に電話連絡を求めています。受付場所は、事務局である都市総務課となります。質疑については、郵送、持参又は電子メールで受け付けますが、受付期間内に京都市が受け取ったもの以外は受け付けません。回答については、先ほど申し上げたとおりです。また、京都市が必要と認める場合には、追加書類の提出や実地調査を行うことがあります。その他、施設の見学を希望する団体があれば、質疑受付期間内（7月6日～7月20日）に、郵送又は電子メールにて申込みを行うこととし、別途日時を調整のうえ、施設見学会を実施します。また、質疑の資格を満たすものが平面図の提供を希望する場合には、質疑の受付期間、受付場所にて、指定施設の概要が分かる平面図を提供します。

プレゼンテーション審査の実施についてでございます。先程も申しましたとおり、競合の有無に関わらず第2回選定等委員会においてプレゼンテーション審査を実施したいと考えております。

次に、「6 「指定候補者の選定」」についてでございます。

(1) 指定候補者の選定方法についてです。

指定管理者の候補については、選定等委員会の意見を聴取したうえで、市長が決定します。この後、「(6) 協定書の締結」、「(7) 市会の議決及び指定管理者の指定」にあるように、候補者の選定後、仮協定書を締結し、市会への指定議案の提案・議決を経た後、本協定書の締結をもって初めて指定管理者として決定することを明記している

ものです。また、複数応募があった場合、第2候補者、第3候補者も合わせて選定します。

(2) 選定等委員会についてです。

選定等委員会の役割及び委員の皆様のお名前を記載しています。

(3) 審査項目及び評価方法についてです。

提出書類やヒアリング等の結果を基に、選定等委員会が次の基準にて審査を行います。ア 審査基準に示す(ア)から(ウ)は、京都市の基本方針に沿ったものです。それでは、18ページの別紙3を御覧ください。

まず、審査項目は、大きく4つあります。

一つ目は、現時点における申請者の状況等についてです。長期間安定的に一定以上の住民サービスが提供できるかどうかといった観点から、指定管理者としての適格性及び能力を審査するため、事業運営の活動内容及び状況、これまでの事業実績、経営能力について資料の提出を求めています。また、運営主体が市内中小企業及び市内に本拠を置く団体であるかどうかも審査項目としています。

二つ目は、今回募集を行う施設に関する事業運営計画についてです。ハード施設の管理部分と、ソフト事業の展開をどのように執り行うのか、また、優れた提案がなされているかどうかを中心に審査します。提案の内容を確実に行うための裏付けとして、運営体制やサービス向上の取組を審査内容としており、大きく四つの項目に分けて記載しています。

(1) 施設運営の考え方では、①管理運営方針及び理念、②浴場活性化及び利用者数向上の取組を審査項目としています。

(2) 施設の維持管理、運営体制では、建物・設備の維持管理方法、職員体制、環境面及び衛生面への配慮のほか、市内中小企業への発注の考え方を審査項目としています。

(3) サービス向上の取組では、利用者ニーズの収集、把握及び事業への反映方法など、5つの項目を明記しています。

(4) その他は、事故防止、災害非常時の対応策や個人情報、情報公開についての考え方となります。

三つ目は、経営計画について、収支計画の妥当性、運営経費削減の取組についての考え方を記載するよう求めています。提案された企画に金銭的な裏付けがあるのか、運営経費を削減するためにどのような取組をしていくのか審査します。

最後の四つ目は、指定管理料の提案価格の多寡についてとなります。

次に評価方法について、19ページを御覧ください。

1 評価方法ですが、評価に当たっては、応募者の適性、事業実績、経営能力など、多様な観点で評価を行い点数化する、総合評価方式で行います。

評価項目は、ただいま御説明したとおりですが、具体的には20ページを御覧ください。各々の項目について、1点から5点の5段階で評価することとしています。これらの項目の評価点に各係数を乗じて算出した得点の合計により、指定候補者を選定す

	ることとしています。重要であると認められる項目は係数3を、それ以外の項目は係数1としており、全体で180点満点となります。 係数の高い審査項目について個別に御説明します。①－4運営主体、市内中小企業又は市内団体の申請 ②－2浴場活性化及び利用者数向上の取組、②－6市内中小企業への発注に対する考え方、③－1収支計画の妥当性、③－2運営経費削減のための取組を特に重要な項目として係数を高く設定するとともに、価格点（提案価格）の配点を全体の約20%と高配点としております。 ①－4『運営主体』及び②－6『市内中小企業への発注の考え方』の係数については、平成27年11月に「京都市公契約基本条例」が施行され、同条例に規定されている、「市内中小企業の受注等の機会の増大を図る」観点から、係数を高く設定しています。 ②－2浴場活性化及び利用者数向上の取組、③－1計画の妥当性、③－2運営経費削減のための取組、価格点については、指定管理者制度の導入趣旨である競争性、民間業者ならではの低コストでの経営という手腕を発揮させるため、価格関連の項目の係数を高くし、価格競争性を高めています。審査項目及び評価方法の説明は以上です。 7ページにお戻りください。 (4) 審査結果については、指定候補者の選定は9月中旬頃の予定です。 (5) 指定候補者の選定等の公表について、指定候補者の選定後、応募の概況、経過、応募者名簿等、審査内容の概要（指定候補者の総得点を含む）について、公表する予定です。 (6) 協定書の締結、(7) 市会の議決及び指定管理者の指定 については、先ほど説明しましたとおりです。 (8) 労働関係法令遵守状況報告書の提出についてです。 京都市公契約基本条例に基づき、本市が発注者となる一定金額以上の工事請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定に従事している労働者の適正な労働環境の確保を図るため、受注者等に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するための「労働関係法令遵守状況報告書の提出を求めることとなったことから、項目を設定しています。 (9) 第2候補者及び第3候補者との交渉については、指定管理者の指定等が成立しない場合、第2候補者、第3候補者と順次交渉することを明記し、それぞれその資格の有効期限について記載しています。 7「その他」については、応募しようとする団体に分かりやすいよう、記載しているものです。 少々長くなりましたが、以上で募集要項の説明を終了します。
南部委員長	ありがとうございました。それでは、質疑に移ります。事務局からの説明の中で気になった部分や修正してもらいたい部分等がありましたら、ここで出させていただきますようお願いします。皆さんの意見を出してもらった後、採決を取ることとします。ただ今の説明に関し、何か御質問はございますか。
加藤副委員長	13ページのオ 福祉風呂の運営についてですが、先程の局長の挨拶にありましたよ

	うに、高齢化に対応するということからすると、社会的なニーズも高いと思われますが、なぜ、養正浴場と改進黨場の2浴場のみ設置されているのかお聞きしたい。 また、同じく13ページの「利用者満足度の把握のところにアンケート調査とあります。これまでのアンケート調査において、どのような内容の回答があり、どのような対応をされたか教えていただきたい。
旗部長	まず、福祉風呂についてお答えします。市立浴場については、旧同和地区の環境整備を進めていく中で、最初に浴場が整備された経過があり、その後順次建替えなどが進む中、その時々福祉施策のニーズに応じて、養正浴場と改進黨場にだけ福祉風呂という特別な浴槽が設置されたものです。平成20年度の「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書において、全体の方向性を整理しており、基本的に、不要となった施設については廃止して京都市民のために有効活用することとし、今しばらく必要な施設についても、京都市民全てのために有効に活用していくことが示されました。市立浴場については、まだお風呂がない改良住宅があることから、今しばらく必要な施設という位置付けとして継続してきており、税金を投入した特別な設備についても、有効に活用していくという趣旨ですが、新たに投資して福祉風呂を増やしていくことまでは想定していません。
河村部長	アンケート調査の結果については、「従業員の対応が良かった」というものや、「入浴時間を延長できないか」といったもの、「地域のお祭りがある日は臨時開業できないか」といったものがありました。臨時開業等、その都度御相談いただき、対応できるものについては、実施しております。
大武委員	3ページ(2)業務の概要の「エ」で、新しい工夫を採り入れた事業の実施等とありますが、事業者が新しい事業を実施するに当たって、委託料の予算へ反映しているのか教えてください。
篠原課長	御質問の項目については、利用料金収入で自主事業を増やし、計画的な事業収入を得ることで、本市からの委託料の削減にも繋がるものになります。
河村部長	本市から指定管理料として委託料を支払っていますが、入浴料金については、指定管理者の収入となります。様々な取組をすることで入浴者数が増加すれば、指定管理者の収入も増えて安定的な運営に繋がるため、項目として挙げているものです。
南部委員長	私から1点お聞きします。利用料金収入で利益は出ているのでしょうか。京都市から委託料ももらっていますが、利益が上がり、法人税を払っている状況なのでしょうか。
河村部長	法人税は払っていますが、それほど利益が上がっているわけではありません。
篠原課長	市立浴場は、改良住宅の補助的な施設であるため、外部からの利用者が多いわけでもなく、入浴者数も減少していく中で、浴場設備や人件費等の維持のため、入浴者数の減少分を委託料で補っています。募集要項に記載していますが、協定書の締結に当たっては、委託料の金額について、双方協議のうえ締結することとしています。利用料金制ではありますが、入浴料金も決まっており、どんどん利益が上がるというものではありません。
河村部長	1点補足させていただきます。本市の一般的な公の施設の指定管理期間は4年となる

	中で、今回は指定期間を３年としています。 これまで、市立浴場は文化市民局の所管施設でしたが、今回初めて、都市計画局の所管施設として、指定管理者を選定することとなりました。都市計画局においては、市営住宅ストック総合活用計画という１０年間の計画を定め、市営住宅の耐震化及び浴室設置等を進めてきており、市立浴場もその計画に合わせて、廃止又は改修等の整備を進めていく必要があると考えています。平成３２年度に市営住宅ストック総合活用計画を見直すに当たって、市立浴場の今後の方針も併せて検討するため、今回、指定期間を３年間に短縮しているものです。
南部委員長	他に御質問等がなければ、事務局から説明があった案全体について、賛成の方の挙手を求めます。 (賛成多数) 賛成多数ですので、そのとおりに取り扱います。

(今後の選定作業について)

南部委員	施設に関する審議は以上となります。最後に、今後の選定作業に向けた意見交換をお願いします。事務局から説明をお願いします。
吉田課長	２点御説明させていただきます。 はじめに、今回御審議いただいた審査基準による選定の具体的な方法についてでございます。選定につきましては、委員自らの審査が原則となっております。したがって、事務局で応募書類の取りまとめをさせていただいた後、次回の第２回委員会において、委員の皆様には審査していただくこととなります。 次に、選定の手順の際にも説明しました、申請団体によるプレゼンテーションの機会ですが、当委員会の意見や提案を施設運営に活かしていただくため、競合の有無に関わらず、実施させていただくことで、よろしいでしょうか。
南部委員長	事務局から説明のありました２点について、何か御意見等ございましたらお願いします。プレゼンテーションについては、実施することで良いかと思います。 (特になし)
吉田課長	以上を持ちまして、本日予定していた審議を終了しました。委員の皆様におかれましては、円滑な審議への御協力、ありがとうございました。次回の委員会では、審議いただいた募集要項に基づき応募のあった事業者からの提案説明を受けることとします。 (事務局による次回の日程調整の後、閉会)